

仕様書

1. 件名 令和8年度 年間単価契約
2. 品名・規格 次亜塩素酸ソーダ
(比重 1.2以上、有効塩素 12%以上)
3. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 予定数量 4,000kg (納入単位 1,000kg、納品予定回数 4回)
※予定量はあくまでも予定であり、その契約数を保証するものではありません。
5. 契約の種類 1kgあたりの単価契約とし、納入場所までの運搬費等の一切の諸経費を含むものとする。
6. 納入場所 枚方市出口2丁目30-1 (希釈放流センター)
7. 納入担当課 環境部 希釈放流センター
8. 支払条件 毎月月末締めとする。
※請求については、1円未満(小数点)は切り捨てとします。
9. その他 工業薬品納入に関する注意事項について
- (1) 受注者は、納入品に関する全ての関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 緊急時の連絡先
 - ② 製品安全データシート (SDS)
 - ③ 工業薬品納入の都度、計量証明書 (計量法の規定により登録された計量証明事業所による計量に限る) 及び納入薬品の品質性能を証明する試験成績表を提出すること。
- なお、分析項目は、次のアからエは必須とする。
- ア、 外観
 - イ、 水溶液pH
 - ウ、 粘度
 - エ、 比重

(3) 納入方法は次のとおりとする。

① 納入日時は、原則として祝日を除く月曜日から金曜日の 13 時から 15 時までとする。

② 受注者は、責任を持って発注者が注文した量を所定の場所に納入するものとし、納入時において納入従事者に保護具等を着用させるとともに、危険防止に関する注意事項については本市職員と協議すること。
また、納入は本市職員の立会いのもとで行うこと。

③ 工業薬品納入において、貯蔵タンクの受入口連結金具等、搬入に必要なものは受注者が用意すること。

また、納入用ホースは、破損が無いことを確認し、耐圧管理等責任を持って行うこと。

※受入口形状 : 口径 50A、法兰ジ付タケノコニップル

(4) 年間購入予定量及び購入単位について、工業薬品の年間購入予定量及び購入単位はあくまで予定であり、増減することがある。

(5) 発注者が指定した品質性能に適合しない薬品を納入した場合は、受注者の責任において取替えるものとする。

(6) 工業薬品の納入における施設の故障及び漏洩が生じた場合の措置について、納入した薬品が原因で受入口より原液貯槽までの配管などで支障が生じた場合、及び漏洩があった場合は受注者の責任において迅速に措置を講じること。

※即時納入をお願いすることがあります。

※発注は、事前に指定いただいたメールアドレスに担当課より注文書をメールにて送付します。

水道用ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入仕様書

（一 般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用ポリ塩化アルミニウム（以下「PAC」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 PAC納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入するPACは、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質がJWWA K154:2016にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。
納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重（20°C）	—	1.19以上
酸化アルミニウム（Al ₂ O ₃ ）	%	10.0～11.0%
塩基度	%	67～75%
pH値（10g/L溶液）	—	3.5～5.0
硫酸イオン（SO ₄ ²⁻ ）	%	3.5%以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は300mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500mL）を行い、これを局に提出しなければならない。
- 5 納入したPACが、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存しているPACと前条の規格に適合しないPACが混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場第1浄水場、第2浄水場、(枚方市中宮北町20番3号)とし、局の指示する貯蔵槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、液重量10t程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閑庁日を除く午前9時30分から16時00分までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し、局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データーシート (MSDS)
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、貯蔵槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、貯蔵槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ延長ホースを用意したり、近接できる車両を手配したりするなど適切に対応すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 PAC 1,000,000 kg

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求金額については、数量×税込単価とし、1円未満（小数点）は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用液体苛性ソーダ（48%）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用液体苛性ソーダ（以下「苛性ソーダ」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 苛性ソーダ納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する苛性ソーダは、下記の品質規格に適合すること。

1 製品の品質が JWWA K122 : 2005 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH)	%	45%以上
塩化ナトリウム (NaCl)	%	1.5%以下

2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に附加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。

3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。

4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500mL）を行い、これを局に提出しなければならない。

5 納入した苛性ソーダが、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している苛性ソーダと前条の規格に適合しない苛性ソーダが混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

（受入時に注水し、濃度20%に希釀をしている。）

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場高度浄水施設（枚方市上野2丁目3番1号）とし、局の指示する苛性希釀槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、固形換算3,800kg程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閑庁日を除く13時から15時までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データーシート (MSDS)
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、苛性希釀槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、希釀槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ、延長ホース等を用意し適切に納入すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 苛性ソーダ 160,000kg (固形換算)

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求金額については、数量×税込単価とし、1円未満（小数点）は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質が JWWA K120 : 2008-2 及び JWWA Z109 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	淡黄色の透明な液体
有効塩素	%	12.0 以上
遊離アルカリ	%	2 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下
原液中の臭素酸濃度（納入時）	mg/kg	50 以下
原液中の塩素酸濃度（納入時）	mg/kg	4000 以下
密度（比重）（20℃）		1.16 以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500ml）を行い、これを局に提出しなければならない。
- 5 納入した次亜塩素酸が、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している次亜塩素酸と前条の規格に適合しない次亜塩素酸が混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場高度浄水施設（枚方市上野2丁目3番1号）枚方市上下水道局中宮浄水場（枚方市中宮北町20番3号）とし、局の指示する貯蔵槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、液重量10t程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閉庁日を除く9:30から15:00（高度浄水施設にあっては13:00から15:00）までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データーシート（MSDS）
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、貯蔵槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、貯蔵槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ、延長ホース等を用意し適切に納入すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 次亜塩素酸ソーダ 700,000kg

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求金額については、数量×税込単価とし、1円未満（小数点）は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用次亜塩素酸ナトリウム（6%）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質が JWWA K120 : 2008-2 及び JWWA Z109 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	淡黄色の透明な液体
有効塩素	%	6.0 以上
遊離アルカリ	%	2 以下
塩化ナトリウム	%	1.0 以下
原液中の臭素酸濃度（納入時）	mg/kg	5 以下
原液中の塩素酸濃度（納入時）	mg/kg	1000 以下
密度（比重）（20℃）		1.08 以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 納入した次亜塩素酸が、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している次亜塩素酸と前条の規格に適合しない次亜塩素酸が混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場(枚方市中宮北町 20 番 3 号)とし、局の指示する場所に納入すること。(枚方市内の施設への納入を指定する場合もある)
- 2 納入にあたっては次亜塩専用容器(20kg/缶)とし、納入分の空容器の引き取りも含むものとする。
- 3 納品(発注)については、約30缶単位とし、速やかに納品すること。
- 4 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閑序日を除く9:30から16:00まで(12:00～13:30は除く)とする。
- 5 受注者は契約締結後、すみやかに下記の(1)と(2)の書類を提出し局の承認を得なければならぬ。また、納入時には(3)の書類を提出しなければならぬ。
 - (1) 製品安全データーシート(MSDS)
 - (2) 緊急時の連絡体制表
 - (3) 分析試験結果報告書・計量証明書・納品書

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 次亜塩素酸ソーダ(6%) 270 缶(箱)

※当初購入予定数量は原水水質、水質等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求金額については、数量×税込単価とし、1円未満(小数点)は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

仕様書

1. 件名 令和8年度 薬品年間単価契約（市立ひらかた病院）
2. 品名・規格 別紙のとおり
3. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 予定数量 別紙のとおり
5. 契約の種類 単価契約
配送料等も含んでください。
6. 納入場所 市立ひらかた病院内倉庫等（枚方市禁野本町2-14-1）
7. 納入担当課 市立ひらかた病院各課
8. 支払条件 毎月末日締めの翌月末支払いとします。
(納入物品の代金を毎月末日に集計し、支払請求書を翌月5日までに提出すること)
※請求は、1円未満（小数点）は切り捨てとします。
※工業用（消毒他）の用途で使用しますので、消費税率は
軽減税率を適用しない。
9. その他
※即時納入をお願いすることがあります。
※予定数量は予定ですので、その契約数を保証するものではありません。
※発注は、事前に指定いただいたFAX番号に担当課より注文書をFAXにて送付します。

注文書送付日	納入期限
毎月1日	当月末日
毎月15日	翌月15日

※該当日が閏序日に当たるときは、翌閏序日とします。

※注文書送付日及び納入期限について別途協議することがあります。

令和8年度物品単価契約(仕様書別紙)【薬品】市立ひらかた病院 経営企画課

明細コード	品名	品質規格	メカ一一名	単位		予定数量
17000000	消耗品 工業・防疫薬品					-
17015000	化学工業薬品					-
17015087	チオ硫酸ソーダ	25kg/袋 納入単位:概ね15袋		袋		30
17015088	次亜塩素酸ソーダ(12%)	20kg/缶 納入単位:概ね50缶		缶		150
17015089	苛性ソーダ(25%)	20kg/缶 納入単位:概ね20缶		缶		20